

令和6年度

# 玉村町空き家リフォーム補助金

☆ 空き家のリフォーム費用の一部を補助します ☆

リフォーム工事費用の1/2の額  
最大50万円

空き家の有効活用及び流通を促進し、地域の活性化を図るため、空き家バンクに登録された空き家について、住居、店舗若しくは地域における社会貢献活動の場所として使用する目的で、個人や地域自主組織などが購入又は賃借した後に行うリフォーム工事に対して、予算の範囲内において、費用の一部を補助します。

## 補助対象空き家

下記のいずれにも該当するものが対象です。

- ・ 玉村町空き家バンクに登録されている住宅
- ・ 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
- ・ 公共事業の補償の対象となっていないこと。
- ・ リフォーム工事とリフォーム工事後の用途及び使用目的が、各種法令に違反しないこと。

## 補助対象工事

下記のいずれにも該当するものが対象です。

- ・ 住居、店舗または地域における社会貢献活動の場所としての機能や性能の維持・向上のための修繕、模様替え、設備改善等の工事で、費用（消費税及び地方消費税の額を含む）の総額が20万円以上であること。
- ・ 町内の施工業者が請け負う工事であること。
- ・ 補助対象者が施工業者に発注して実施するリフォーム工事であること。
- ・ 補助金の交付決定を受けた後に着工するリフォーム工事であること。
- ・ 賃借の場合は、所有者の同意を得ている工事であること。

## 補助対象者

次の①②のいずれかの人で、アイウエオの全ての要件を満たす人

- ① 空き家バンクを利用して空き家を購入若しくは2年以上の賃貸借契約を締結し、リフォーム工事実施後、購入者若しくは賃借者本人が2年以上、住居または店舗として使用する個人（配偶者若しくは3親等以内の親族間の購入又は賃借は対象となりません。）
- ② 空き家バンクを利用して空き家を購入若しくは2年以上の賃貸借契約を締結し、リフォーム工事実施後、購入者若しくは賃借者本人が2年以上、地域における社会貢献活動の場所として使用する地域自主組織またはNPO法人

- ア** 空き家の購入日又は賃貸借契約日から1年を経過していないこと。  
**イ** 本人及びその属する世帯の全員が、町税等を滞納していないこと。  
**ウ** 過去にこの補助金を受けていないこと。  
**エ** 申請工事の内容について他の補助事業と重複して受けていないこと。  
**オ** 暴力団員又は暴力団員と密接な関係者でないこと。

※店舗又は地域における社会貢献活動の場所として使用する場合、次の事業には、補助金を交付しません。

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく営業の許可又は届出を要する事業
- ・ 宗教活動、政治活動、選挙活動又は社会運動を目的とする事業
- ・ 継続的な運営が見込めない事業
- ・ 町長が補助金の目的に合致しないと認める事業

①②のいずれかの人  
全てを満たすこと

## 注意事項

- ・ 申請方法や要件について、詳しくは町ホームページをご覧ください。また、補助金の対象になるか、事前にご相談ください。
- ・ 申請期限 令和7年1月20日(月)まで（土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）
- ・ 申請書等は役場の都市建設課窓口へ直接提出してください。（郵送等では受付できません。）

申請・問い合わせ先 玉村町都市建設課（役場2階 ①番窓口） TEL：0270-64-7707（直通）